

室蘭市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き

室 蘭 市

目 次

1 室蘭市パートナーシップ宣誓制度とは	1
2 宣誓をすることができる方	1
3 宣誓手続きの流れ	2
4 宣誓手続きに必要な書類	3
5 受領証等の再交付・記載事項の変更・返還	4
6 宣誓の無効	5
7 自治体間連携	5
8 Q&A（よくある質問）	6

1 室蘭市パートナーシップ宣誓制度とは

この制度は、一方または双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとして責任をもって協力し合う関係であると宣誓したことを、室蘭市が証明するものです。

具体的には、パートナーシップ宣誓をしようとする双方が、市の窓口にて宣誓書及び必要書類等を提出し、市はこの宣誓に対してパートナーシップ宣誓書受領証および受領証カードを交付します。

この制度により相続や税の控除などの法律上の効果が生じるものではありませんが、市営住宅への入居など本市の一部の行政サービスが利用できるようになります。

さらに本制度の導入により、市民や事業者の皆様には性的マイノリティの方々に対する理解が広がり、市民一人一人がかげがえのない個人として尊重され、誰もが個性や能力を発揮できる社会の実現を目指しています。

2 宣誓をすることができる方


パートナーシップ宣誓制度を利用できる方は、一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、以下のすべての項目を満たしている必要があります。

- (1) 双方が民法で定める成年に達していること（満18歳以上の方）
- (2) 一方または双方が市内に住所を有する、または宣誓の日から3か月以内に転入を予定していること
- (3) 双方に配偶者（事実婚を含む）がいないこと
- (4) 宣誓する相手以外の方とパートナーシップ関係にないこと
- (5) 双方の関係が近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族）でないこと（養子縁組を除く）

3 宣誓手続きの流れ

(1) 宣誓日時の事前予約

宣誓を希望する日の7日前までに宣誓日時を予約をしてください。(年末年始やGW等の長期休暇を挟む場合は、余裕をもって予約してください。)

予約先	室蘭市役所 地域生活課 ・電話 0143-25-2951 ・専用フォーム https://www.harp.lg.jp/mT4RQm4K	
宣誓可能な日時	平日(開庁日) 8時45分～17時15分	
宣誓手続きの場所	室蘭市幸町1番2号 室蘭市役所 地域生活課 ※ 原則、個室で対応いたします。	

予約時には、次の内容をお知らせください。

1. 宣誓希望日・時間帯(第3希望まで)
2. 宣誓される方の氏名・住所
3. 代表の方の日中連絡先(電話番号またはメールアドレス)
4. 通称名で宣誓を希望される場合、受領証等に未成年の子の氏名の記載を希望される場合、外国籍の方が宣誓する場合は、そのこともお知らせください。

(2) パートナーシップの宣誓当日

- ① 予約した日時に、必要書類(3ページ)をご持参のうえ、宣誓されるお二人でお越しください。(病気や障がいなどにより、お二人でお越しになるのが難しい場合は、ご相談ください。)
- ② 必要書類等を確認後、職員立会いのもとで「パートナーシップ宣誓書」及び「パートナーシップ宣誓に当たっての確認書」に署名し、提出していただきます。
- ③ 宣誓終了後、宣誓書の写しと「パートナーシップ宣誓書受領証」、「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付します。

※ 書類に不備や不足がある場合は、宣誓日を延期させていただく場合があります。

4 宣誓手続きに必要な書類

宣誓されるお二人について、以下の書類が必要となります。

① 「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」

- ・ 宣誓日前3か月以内に発行されたものをご用意ください。
- ・ お二人が同一世帯の場合は、1通のみでかまいません。
- ・ 本籍、続柄、個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。

<宣誓日から3か月以内に市内へ転入予定の方>

- ・ 上記のほか、転入を予定していることがわかる書類を提出してください。
（例）転出証明書の写し、賃貸借契約書の写し、物件売買契約書の写し 等
- ・ 転入後に住民票の写し等を提出してください。

② 「戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）」または配偶者がいないことを証明する書類（独身証明書等）

- ・ 宣誓日前3か月以内に発行されたものをご用意ください。
- ・ 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、独身証明書は、本籍地の自治体で取得できます。
- ・ 外国籍の方は、大使館などの公的機関が発行する婚姻要件具備証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

③ 本人確認ができる書類（ご提示いただくもの）

1点の提示で足りるもの	2点の提示を必要とするもの
<input type="checkbox"/> 個人番号カード（マイナンバーカード） <input type="checkbox"/> 旅券（パスポート） <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 公的機関が発行した免許証、許可証等で、 本人の顔写真が貼付されたもの	健康保険被保険者証、年金証書など氏名と生年月日か住所の記載のある公的機関が発行したもの

※ 有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。

④ 宣誓に際し、通称名の使用を希望される場合

日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類を提出してください。
（例）社員証、学生証、公共料金の請求書、病院の診察券 他

⑤ 受領証と受領証カードに未成年の子の氏名の記載を希望される場合

- 子に関する届出書（様式第4号）
- 宣誓者との関係が確認できる書類（戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）など）
- 子の年齢及び同居の事実が確認できる書類（住民票の写しなど）

5 受領証等の再交付・記載事項の変更・返還

(1) 受領証等の再交付

紛失・毀損等により受領証及び受領証明カードの再交付を希望する場合は、次の書類を提出してください。

- パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号）
- 本人確認ができる書類（3ページ③）
- 交付済みの受領証・受領証明カード（毀損の場合）

(2) 記載事項の変更

宣誓書に記載した内容、受領証等の記載事項に変更があった場合は、次の書類を提出してください。

- パートナーシップ宣誓書受領証等変更届（様式第6号）
- 本人確認ができる書類（3ページ③）
- 交付済みの受領証・受領証明カード
- 住所を変更する場合：住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（3ページ①）
- 戸籍上の氏名を変更する場合：戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）など（3ページ②）
- 通称名を変更する場合：通称名を使用していることが確認できる書類（3ページ④）

(3) 受領証等の返還

下記①～④のいずれかに該当するときは、次の書類を提出してください。

- パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第7号）
- 本人確認ができる書類（3ページ③）
- 交付済みの受領証・受領証明カード

① パートナーシップを解消したとき

② 一方が死亡したとき

③ 双方が市外に転出したとき

※5ページの自治体間連携協定を締結している自治体へ転出し、継続使用申請の手続きを行ったときは除きます。

④ その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

6 宣誓の無効

次のいずれかに該当する場合は、宣誓を無効とします。交付済みの受領証・受領証明カードは、速やかに返還していただきます。

- ① 宣誓者がパートナーシップを形成する意思を有しないとき
- ② 宣誓書等の内容に虚偽があったとき
- ③ 宣誓をすることができる方（1ページ）の項目のいずれかに該当しなくなったとき

7 自治体間連携

本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体間で転出される場合、転出先でも継続して転出元の自治体が交付した受領証等を使用することができます。

継続使用申請は、転出元の自治体で手続きが必要となります。本市から転出される場合は、次の書類を本市へ提出してください。

- パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書（様式第8号）
- 本人確認ができる書類（3ページ③）

※ 協定を締結している自治体は随時更新してまいりますので、地域生活課（0143-25-2951）または本市ホームページでご確認ください。

8 Q & A (よくある質問)

Q1 パートナーシップ宣誓は、同性カップルしか利用することができないのですか？

宣誓の対象は、戸籍上同性のカップルに限定していません。例えば、性自認と戸籍上の性別が異なるトランジェンダーの方が、戸籍上は異性のパートナーの方と宣誓していただくことも可能です。

Q2 パートナーシップ宣誓制度と婚姻の違いは何ですか？

結婚は法律に基づき法的な権利・義務が発生します。一方、室蘭市パートナーシップ宣誓制度は、互いが人生のパートナーであることを市に宣誓し、市が受領証を交付するもので、室蘭市が独自に要綱に基づいて行う制度であり、法的な権利・義務は発生しません。

Q3 パートナーシップ宣誓に費用がかかりますか？

宣誓や宣誓書受領証、受領証カードの交付に費用はかかりません。ただし、宣誓時に提出していただく書類（住民票の写し等）の発行手数料などは自己負担となります。

Q4 宣誓書を郵便やメールで提出できますか？

宣誓手続きは、市職員の立会いのもと、お二人の宣誓の意思を確認のうえ、行いますので、郵便やメールによる提出はできません。ただし、病気や障がいなどにより、お二人でお越しになるのが難しい場合は、事前にご相談ください。

Q5 宣誓書等に自ら記入することができない場合は、代筆してもらえますか？

宣誓するお二人と市職員の立会いのもとで、他の方に代筆してもらうことは可能です。ただし、代筆する場合は、その方の身分証など本人確認書類の提示が必要となります。

Q6 事実婚関係の場合、パートナーシップの宣誓をすることはできますか？

本制度は、法律婚が認められていないことなどにより、その関係性が認められず、生きづらさを抱えている性的マイノリティの方々の困難の緩和を図るための制度ですので、事実婚の方は対象としておりません。

Q7 養子縁組をしています、パートナーシップの宣誓をすることはできますか？

パートナーシップに基づく養子縁組をしている場合は、宣誓することができます。ただし、「おじ・おば」と「おい・めい」等の近親者間での養子縁組は対象となりません。

Q8 外国籍ですがパートナーシップの宣誓をすることはできますか？

外国籍の方も、宣誓をすることができる方の要件（1ページ）を満たしている場合は、宣誓することができます。

Q9 宣誓にあたりプライバシーは守られますか？

宣誓手続きは、個室で行うなどプライバシーに配慮します。また、ご提出いただいた書類は、本事業の目的以外に利用することはありません。

Q10 平日の夜や土日、祝日に宣誓はできますか？

宣誓可能な日時は、平日（開庁日）の8時45分～17時15分となります。

Q11 子どもの名前を受領証等に記載出来ますか？

宣誓者の未成年の実子又は養子を受領証等に記載することができますので、ご希望の場合は、3ページ⑤の必要書類を提出してください。（すでに受領証等を交付されている場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号）」も必要です。）

なお、子どもが成人に達して受領証等から子の記載を削除する場合は、受領証等の再交付手続きを行ってください。

Q12 受領証等に有効期限はありますか？

受領証等に有効期限はありません。

Q13 受領証等の再交付、変更、返還の手続きの際も、二人で行く必要がありますか？

受領証等の再交付、記載事項の変更、返還の手続きについては、受領者のどちらか一方の方で行うことができます。ただし、パートナーシップ解消のために、受領証等を返還する場合、どちらか一方の方が届出したときは、もう一方の方に返還届の提出があったことを通知します。

Q14 転入予定で宣誓したが、3か月以内に室蘭市内へ転入できなかった場合、どうなりますか？

宣誓は無効となり、ご提出いただいた書類は返却いたします。

Q15 受領証等の交付を受けることでどんなメリットがありますか？

宣誓書受領証等の提示により対象となる行政サービスがありますので、詳しくは地域生活課（0143-25-2951）または本市ホームページでご確認ください。

室蘭市パートナーシップ宣誓制度利用の手引き

令和6年3月発行

室蘭市 生活環境部 地域生活課 市民生活係

〒051-8511 室蘭市幸町1番2号

電話：0143-25-2951 FAX：0143-23-2133

メール：seikatsu@city.muroran.lg.jp